

◆事業主の皆様へ◆

しょうがいしゃこようぞくしんじょせいきんせいと 障害者雇用促進助成金制度を

ご利用ください

三木市では、市内在住の障がいのある方を積極的に雇用されている事業所に対して助成金を支給します。

【障がいのある方】・・・身体障害者手帳・療育手帳
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方



● 主な要件 ●

令和5年6月1日現在で下記の①から④に該当する場合、助成制度が利用できます。

- ① 市内に事業所があること。
- ② ㊦（従業員数 43.5 人以上の事業所の場合）法定雇用障害者数を超過して雇用されている障がいのある方*のうち、1人以上が市内在住であること。
- ③ 障害者雇用に関する雇用調整金や報奨金等公的補助金の交付を受けていないこと。
- ④ 市税を滞納していないこと。 など

※6月1日～12月1日の期間中継続雇用されており、かつ同期間中市内に在住している方が対象となります。

● 助成額 ●

対象となる市内在住の障がいのある方一人につき年額10万円を支給します

- ・ 1事業所あたり50万円を上限とします。
- ・ 1週間の労働時間数が20時間未満の場合は対象外。
20時間以上30時間未満の短時間労働者は半額となります。
- ・ 条件により精神の障がいのある方のカウントが変わります。
申請時ご相談ください。

★申請受付期間 令和5年12月1日(金)から令和6年2月22日(木)まで★

- ◇ 申請用紙などの必要書類は市ホームページよりダウンロードできます。
市障害福祉課でも配布しています。
- ◇ 詳細については市障害福祉課までお問い合わせください。

三木市健康福祉部障害福祉課
障害者支援係

TEL 82-2000
【内線 2304】

Q&A

① Q.条件の中に「公的な補助金等の受け取りをしていないこと」とありますが、ハローワークの「特定求職者雇用開発助成金」を受け取っている場合は三木市の雇用助成金の対象となりますか？

A.「障害者雇用に関する雇用調整金」に含まれる助成金であるため、三木市の雇用助成金は対象外となります。

② Q.「半年間」というのは、必ず6月1日～12月1日の半年間雇用している必要があるのですか？例えば7月～1月の半年間雇用している場合は対象とならないのですか？

A.その場合は対象外となります。必ず6月1日時点で雇用され、かつ12月1日までの半年間継続雇用されている必要があります。

③ Q.障害者手帳を所持しているのが役員でも申請は可能ですか？

A.原則対象外となります。

④ Q.障害者手帳を所持している労働者が配偶者(親族)でも申請は可能ですか？

A.原則対象外となります。

その他ご質問等ある場合は市障害福祉課まで
お問合せください。

